

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成30年度第1回武蔵村山市行政不服審査会
開 催 日 時	平成30年4月25日(水) 午前10時から午前10時45分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：加園委員、高橋委員、原田委員、比留間委員、福島委員 欠 席 者：なし 事 務 局：総務契約課長、総務係長、総務係主事、文書情報課長、法規係長、法規係主任
報 告 事 項	(1) 行政不服審査制度における補助体制について (2) 武蔵村山市行政不服審査会の所掌事項について (3) 審理員向けの研修の実施について (4) その他
議 題	(1) 武蔵村山市行政不服審査会会長の互選及び職務代理者の指名について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1)：互選の結果、会長に加園委員、職務代理者に福島委員が選任される。 議題(2)：議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=会長及び委員、 ● = 事務局等)	<p>● それでは、ただ今から、「平成30年度第1回武蔵村山市行政不服審査会」を開催いたします。</p> <p>本来であれば、会長が議事を進行していくこととなりますが、本審査会条例第4条第1項の規定に基づく会長がまだ互選されておりませんので、互選が終了するまでの間、私の方で会議の進行をさせていただきます。まず、「送付書類一覧」に沿って、会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">～ 送付書類の確認 ～</p> <p>● 次に、平成30年4月1日から平成32年3月31日までを任期といたしまして、審査会委員が選任されましたので、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の五十音順の名簿によりお名前を紹介いたしますので、大変恐縮ですが御起立後、お一人ずつ自己紹介をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 委員挨拶 ～</p> <p>報告事項(1)「行政不服審査制度における補助体制について」</p> <p>● 次に、事務局の職員の紹介をさせていただきますと存じますが、事務局の担当部署に変更がありましたので、先に報告事項(1)「行政不服審査制度における補助体制について」を御説明させていただきます。</p>

会議次第1ページ、資料1「行政不服審査法の全部改正に伴う庁内体制の整備について」を御覧ください。

行政不服審査法が抜本的に見直され、公平性向上の観点から、審理員による審理及び第三者機関である本行政不服審査会への諮問が導入されましたが、これにより新制度では、処分庁、審査庁、審理員及び第三者機関による審査体制となることから、制度趣旨を踏まえ、それぞれに対する補助機関を担当する部署を分離するとともに審理員に関する基準等を定めることといたしました。

資料1「行政不服審査法の全部改正に伴う庁内体制の整備について」の4ページ、A3サイズのをゼット折りしたページを御覧ください。ここでは、各機関の事務処理の内容及びそれぞれの事務を担当すべき補助部署をどの課が担うのか、また、その課とすべき理由をまとめたものとなっております。

その結果として、審査庁、審理員及び第三者機関に対する補助機関を担当する部署として、左上のオレンジ色のマーカー箇所である「(1)審査庁に係る事務」については、その事務のうち、黄色マーカー箇所の「審査請求の受付(適法性審査)」及び「裁決」については文書情報課が、ピンク色マーカー箇所の「審理員候補者の名簿(資料)作成」及び「審理員の指名」は職員課が、それぞれ行うこととしております。

また、緑色マーカー箇所の「(2)審理員に係る事務」については、特別な補助部署は置かないこととしております。その理由は、審理員意見書の作成等の事務処理については、独立した合議体としての機能の中で対応するのが望ましく、争点整理等、法令上の解釈等の支援については、同審理員の構成に、市の課長職及び係長職に加え、法務専門員の方、この方は高度な法的事務処理能力を有する弁護士の方を非常勤の特別職としてお願いしておりますが、この方によることが可能なためです。

また、左下の青のマーカー箇所の「(3)第三者機関(行政不服審査会)に係る事務」の補助部署は、総務契約課により行うこととしております。これは、総務契約課が市の組織規則での事務分掌上「他の部の所管に属さないこと」を所掌しているためであり、また、資料には記載しておりませんが、処分庁となる審査請求がなされる可能性が低いことなどがその理由となります。

以上が「行政不服審査制度における補助体制について」の御説明となりますが、このことにより、本審査会の事務局を担当する部署が変更

されております。

それでは、改めて本審査会の事務局職員の紹介をさせていただきたいと思っております。

～ 職員挨拶 ～

議題(1) 武蔵村山市行政不服審査会会長及び職務代理者の互選について

【会長及び職務代理者の互選】

- それでは、お手元に配布させていただきました会議次第を御覧ください。

報告事項(2)の前に、議題(1)「武蔵村山市行政不服審査会会長の互選及び職務代理者の指名について」を御協議いただき、会長の互選及び職務代理者の指名が行われましたら、会長の進行により、次第にのっとりまして順に進めていただきたいと思います。

それでは、議題(1)「武蔵村山市行政不服審査会会長の互選及び職務代理者の指名について」を議題といたします。

会議次第の5ページを御覧ください。

武蔵村山市行政不服審査会条例第4条第1項において審査会の会長は委員の互選により選任すること、また、同条第3項において会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することが規定されています。

それでは、会長の互選を行いたいと思っております。

～ 会長の選任 ～

- なお、事務局といたしましては、引き続き、加園委員にお願いしたいと考えておりますが、各委員より意見等はございませんでしょうか。

○ もし、加園委員がよろしければ、加園委員にお願いしたいと思っております。

- 互選の結果、会長に加園委員が、選任されました。
次に、職務代理者ですが、会長より指名してください。

～ 職務代理者の指名 ～

○ 職務代理者には、引き続き福島委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

● ただ今、会長より、福島委員を御指名いただきましたが、皆様、これに御異議ございませんでしょうか。

○ 異議なし。

● 会長の指名により、職務代理者に福島委員が選任されました。
それでは、会長に加園^{まさひろ}多大委員が互選され、職務代理者に福島^{まさと}真人委員が指名されました。会長におかれましては、席の御移動をお願いいたします。

～ 会長の席の移動 ～

● それでは、ここで会長から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

～ 会長の挨拶 ～

● ありがとうございます。それでは、この後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

○ お手元に配布させていただきました会議次第により、進行させていただきます。報告事項(2)「武蔵村山市行政不服審査会の所掌事項について」事務局に説明を求めます。

報告事項(2)「武蔵村山市行政不服審査会の所掌事項について」

● それでは、報告事項(2)「武蔵村山市行政不服審査会の所掌事項について」御説明いたします。

資料2「武蔵村山市行政不服審査会条例」を御覧ください。

本条例は、当該審査会の組織及び運営について必要な事項を定めたものでございます。主な規定のみ御説明いたします。

本審査会は、武蔵村山市行政不服審査会条例第1条の規定により、行政不服審査法の規定に基づき、市長の附属機関として設置する第三者機関でございます。

所掌事項といたしましては、行政不服審査法の規定により、審査請求があった場合の当該審査請求の諮問について調査審議し、答申を行うものでございます。

第3条を御覧ください。「委員」に関して規定する第3条のうち、第2項では「委員の任期」について2年と規定しておりますので、皆様におかれましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの任期とさせていただきます。

また、同条第4項ですが、「委員の守秘義務」について規定しています。これは、当該審査会委員は、非常勤の特別職の地方公務員であることから、地方公務員法に規定する一般職の地方公務員を対象にした守秘義務の適用を受けないため、地方公務員法と同様に規定いたしました。

なお、当該守秘義務に違反した場合には、資料裏面2ページの第8条に規定したとおり、行政不服審査法の規定同様に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることを規定しております。

次に1ページの一番下の第6条では、「審議手続の非公開」を規定していますが、これは、審議の過程で、審査請求人の氏名等、公開することでプライバシーの侵害に当たるため、審査会は非公開としたものでございます。

さらに、2ページの一番下の附則第2項では、「費用弁償」について規定しており、行政不服審査会会長におかれましては日額11,500円を、委員は日額11,000円を支給させていただきます。

以上が武蔵村山市行政不服審査会条例の主な規定の御説明となります。

次に、具体的な審査・事務処理の流れについて御説明いたします。

～ 説明 ～

以上、雑駁ではございますが、説明については以上でございます。

- 説明が終わりました。質問等ございますか。
- ないようですので、次に報告事項(3)「審理員向けの研修の実施について」事務局から説明を求めます。

報告事項(3)「審理員向けの研修の実施について」

- それでは、報告事項(3)「審理員向けの研修の実施について」御説明いたします。

先ほど御説明させていただきました報告事項(1)「行政不服審査制度における補助体制について」及び資料1「行政不服審査法の全部改正に伴う庁内体制の整備について」におきまして、審理員候補者は、市の課長職、係長職、法務専門員としております。このことから、市では、今年度の事業として、審理員向けの研修を実施することを予定しております。

資料4を御覧ください。研修内容は、資料4「審理員向け研修仕様書(案)」のとおり予定しており、市の職員課及び文書情報課が主体となって実施します。

つきましては、実施時期は未定でございますが、市の課長職及び係長職のみならず、是非、本審査会の委員の皆様にも御参加いただき、審査会に諮問される前に、審理員がどのような流れで審理を行い、審理員意見書を作成するのか、といった内容を前もってお知りいただきたいと存じます。

実施日時等が決まり次第、改めて御連絡させていただきますので、御検討の程よろしく願いいたします。

【主な意見等】

- 実施時期は大体いつ頃なのでしょうか。
- 職員課と研修の打ち合わせはまだできていませんが、できるだけ早く実施したいと考えております。
- 夏の前に実施することはないでしょうか。
- 東京弁護士会等に委託で弁護士等を派遣していただく予定ですが、いずれにしても受託者は入札により決定することになります。また、実施時期ですが、議会開催月は実施できませんので、7月、8月、10月又は11月あたりに実施する予定です。日程が決まり次第早めに事務局から御連絡申し上げます。

- 研修会は以前にもあったのでしょうか。
- 研修会は過去2年間は実施しておりませんが、今回新たに審理員体制を構築し、審理員の対象者を全課長職及び全係長職等としたので、本年度から実施したいと考えております。
- 毎年、研修会は実施していくのでしょうか。
- 対象者が仕様書（案）に記載されているとおり、50人～100人程度となりますので、事務局としては、今年度のみ研修では足りないと考えております。また、昇格等もありますので定期的に実施していきたいと考えております。
- 50人～100人程度だと会場はどうするのでしょうか。
- 50人程度でしたら、401大集会室を利用することを考えておりますが、例えば市民会館の展示室や小ホールなどの可能性もあります。また、審査請求に直結するような研修内容にしたいと考えておりまして、課税の賦課決定に関する処分や滞納、差押え処分に係る審査請求などは平成25年度まで年度ごとに1件、2件と寄せられているので、そういった審査請求に対応する内容の研修を考えております。
- その他、よろしいでしょうか。

報告事項(3) その他

- 事務局から何かございますか。
- 事務局からは、特にございません。

議題(2) その他

- 事務局からは何かございますか。
- 事務局からは、特にございません。
- 委員の皆さん、何かございますか。

